

議事日程第5号

平成17年12月16日（金）

第1 議案上程（議案第100号から第157号まで及び請願第3号）

委員長報告（総務、教育厚生、産業建設、予算特）、

質疑、討論、表決

本日の会議に付した事件

第1は議事日程に同じ

第2 議会案上程（議会案第17号から第23号まで）

提案理由の説明及び質疑並びに委員会付託省略、討論、表決

第3 議会案上程（議会案第24号）

提案理由の説明、質疑、委員会付託省略、討論、表決

第4 繙続審査事件の承認

第5 議員派遣の件

出席議員（37人）

1番 佐藤 巳次郎	2番 高野 寛志	3番 夏井 清勝
4番 大渕 興吉	5番 三浦 利通	6番 吉田 清孝
7番 佐藤 寿男	8番 木元 利明	9番 中田 敏彦
10番 中田 俊雄	11番 戸部 幸晴	12番 船木 重秋
13番 三浦 一郎	14番 畠山 富勝	15番 吉田 孝一郎
16番 古仲 清紀	17番 船橋 金弘	18番 大森 勝美
19番 小松 穂積	20番 安田 健次郎	21番 佐藤 美子
22番 笹川 圭光	23番 船木 茂	24番 越後 貞勝
25番 三浦 悅朗	26番 船木 正博	27番 柳楽 芳雄
28番 佐藤 善市郎	29番 鎌田 清太郎	30番 竹村 健一
31番 相澤 哲夫	32番 佐藤 俊一	33番 加藤 春吉
34番 中田 謙三	35番 高桑 國三	36番 吉田 清美
37番 杉本 博治		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局長	菅原政義
次長	加藤謙一
局長補佐	小玉一克
主査	畠山隆之
主査	湊智志

説明のため出席した者

市長	佐藤一誠	助役	佐藤文衛
収入役	伊藤正孝	教育長	高橋金一
監査委員	加藤金一	企業管理者	小野忠儀
総務企画部長	板橋継喜	市民福祉部長	三浦正勝
産業建設部長	山口淨児	若美総合支所長	畠山信英
病院事務局長	船木宏	教育次長	宇佐美金治
企業局長	西方文太郎	農業振興局長	三浦光博
企画政策課長	高桑直廣	総務課長	沖口重博
財政課長	武田英昭	福祉事務所長	今泉金正
農林水産課長	清水博己	地域振興課長	加藤透
病院総務課長	夏井八洲夫	会計課長	佐藤隆二
選管事務局長	佐藤龍雄	監査事務局長	小坂幸明
農委事務局長	佐藤康利		

午後 2時 6分 開 議

○議長（杉本博治君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1 議案第100号から第157号まで及び請願第3号を一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第1、議案第100号から第157号まで及び請願第3号を一括して議題といたします。この際、委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めることにいたします。

最初に総務委員長の報告を求めます。2番高野寛志君

【2番 高野寛志君 登壇】

○2番（高野寛志君） 総務委員会に付託になりました議案第103号から106号まで、及び議案第133号から146号まで、並びに9月定例議会において継続審査になっておりました請願第3号について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第103号男鹿市個人情報保護条例の制定についてであります、本議案は、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、市の保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護するもので、男鹿市電子計算機処理にかかる個人情報の保護に関する条例の全部を改正するため、議会の議決を求めるものであります。

本案について、委員より第1点として、昨今、情報漏えい問題が発生しておる自治体が見受けられるが、本条例制定にあたり、漏えいした場合の罰則規定と併せ、本条例において実施機関の職員は職務上、知り得た情報を他人に知らせてはならないとするその実施機関の職員の範囲、及びセキュリティー対策について質疑があり、当局から罰則規定については正当な理由がなく、個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう、体系的に構成したものを提供したときは、懲役、罰金を処する旨、本条例に明文化しており、過失による場合は、罰則規定に該当しないもので、個々の状況を見きわめながら対応したい。また、実施機関の職員の範囲については、特別職、一般職はもちろん、地方公務員法の適用を受ける非常勤、臨時職員についても実施機関の職員の範囲に含まれるものであり、退職したあとも同様であるとの答弁があったのであります。

さらにセキュリティについては、電算にかかる規定に基づき実施しており、ウィルス対策については、電算を管理する段階で業者と契約をし、不正侵入を防ぐファイヤーフォールの設置等対策を講じているものであるとの答弁があったのであります。

第2点として、本条例の附則第5項、第6項により、男鹿市情報公開条例の関係条文の一部を改正するものであるが、これは男鹿市情報公開条例の一部改正を要せず、本条例に包含されているのかとの質疑があり、当局から、男鹿市個人情報保護条例の制定に伴い、その整合性を図るため、男鹿市情報公開条例の一部を改正する必要があり、その改正について手法的に可能な附則で改正したいものであるとの答弁があったのであります。

委員より、個人情報の漏えいについては、職員の意識を徹底させ、万全を期していただきたいとの意見があったのであります。

以上の審査経過により、本案については意義なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第104号男鹿市表彰条例の制定についてであります。本議案は、本市が行う表彰に関し、必要な事項を定めるため、議会の議決を求めるものであります。

本案について、委員より第1点として、旧表彰者選考委員会委員とあわせ、本条例第11条第6号でいう適用除外とする市長が表彰者としてふさわしくないと認めた者という、その概念及び過去にその例があったのかとの質疑があり、当局から、平成15年度の男鹿市功労者選考委員として、学識経験者では元監査委員、教育関係として元教育委員、産業関係者として元船川漁協の組合長、民生関係では社会福祉協議会長、労働婦人関係で商工会女性部長の5名で、また表彰者としてふさわしくない者として、過去に例はないと思われるが、飲酒運転により検挙された者、あるいはリコールにより失職した者等が考えられるのではないかとの答弁があったのであります。

第2点として、表彰条例施行規則において、市議会議長については8年以上、その職にあった者としているが、ハードルが高く4年でもいいのではないか。また、本会議でも質疑がありました功労者表彰にかかる議員の選定基準として、旧男鹿市では12年以上、旧若美では16年以上となっていたものであるが、このたびの表彰条例施行規則では、市議会議員については12年以上、その職にあった者で60歳以上と規定し、特に在職年数について市会議員、町会議員とも同様に換算することであるが、

同様とするその考え方について質疑があったのであります。

当局から議長の選定基準については、基本的に男鹿市功労者条例を踏襲したものである。また、選定にあたり、市会議員、町会議員の在職年数の換算については、新設合併ということからして、旧若美町の町会議員の在職年数をそのまま換算するものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第105号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。

本案は、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の中に、市町村合併に伴い、脱退及び加入する団体が生じたこと、並びに水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が平成17年7月1日から施行されたことに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、同組合規約の一部を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第106号秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少についてであります。本議案は、秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の中に市町村合併により同組合を脱退及び加入する団体が生じたことに伴い、同組合から横手市ほか13市町村を脱退させ、横手市ほか2市を加入させるため議会の議決を求めるものであります。

本2件については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第133号若美南部地区運動広場の指定管理者の指定についてから議案第146号野石地区農村集落多目的共同利用施設の指定管理者の指定についてであります。本14議案件は、若美南部地区運動広場及び福川地区運動広場、並びに若美ふれあい創明館、潟端地区集会施設等14施設について、指定管理者としてそれぞれの各地区町内会を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

本委員会として、これら14議案件については、指定管理者として各地区町内会を指定するものであり、一括上程、一括審査をしたのであります。委員から、第1点として、これら議案件において、指定管理者として指定される町内会を含め、若美地区22町内会に対し、振興育成交付金として総額約468万円を交付されるものである

が、旧男鹿市においても同様に町内会に対し交付できないのかと質疑があり、当局から旧若美町においては、町内会に対し、振興育成交付金を交付しておるもので、合併協の中で両旧市町の制度の違いについて統一することができず、当面現行どおりとし、新市において調整することとされ、若美地区の町内会を対象に交付しているものである。また、男鹿市地域の各町内会に対する育成交付金については、財政事情などを勘案した場合、一律に交付することは困難であるものの、地域の活性化を図るために、コミュニティ活動の強化を図ることも重要であることから、今後、町内会が地域の活性化につながる事業等実施する場合の助成について検討してまいりたいとの答弁があったのであります。

第2点として、旧若美町地区の町内会館については、旧男鹿市地区町内会館との整合性を図る意味から無償譲渡し、町内会が管理運営することも一つの手法ではないかとの質疑があり、当局から旧若美地区の町内会については、過疎債、農林関係の補助金等、制度資金を活用し建設しており、今後段階的に設置条例を廃止して、町内会に無償譲渡の方向で検討してまいりたい。現段階では本制度で指定せざるを得ないものと考えておるとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、議案第133号から146号までの14議案件については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、先の9月定例会において、本委員会に付託され継続審査になっておりました請願第3号男鹿市所有の中大型バス（通学バスを含む）の利用対象範囲の拡大についてご報告いたします。

本請願の要旨として、男鹿市所有の中大型バスについて、男鹿市在住の小中学生が、団体で利用する場合は、無料でその使用を許可していただきたいというものです。

本件については、その運行について、道路運送法に抵触する恐れがあること、また通学バスにおいては、利用が制限されていること等の確認のため、継続審査になっていたものですが、当局よりスクールバスについては使用の制限があり、使用範囲の拡大はできないものであるが、生涯学習バスなど3台については、スポーツ少年団、中学総体時の使用については、陸運秋田支局から市の行事としてとらえることができ、運行については支障がないとの回答をいただいたことから、市としては、スポー

ツ少年団の全市的な大会、全県大会、中学総体に限り使用を認め、今後管理要綱の整備を行ってまいりたいとの報告があったのであります。

本請願については、起立採決の結果、願意妥当と認め、採択すべきものと決した次第であります。

以上で、総務委員会の報告を終わります。

○議長（杉本博治君） 次に教育厚生委員長の報告を求めます。30番竹村健一君

【30番 竹村健一君 登壇】

○30番（竹村健一君） 教育厚生委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第100号男鹿市立学校給食共同調理場等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、学校給食共同調理場の効率的な活用を図るため、平成18年4月1日から、男鹿市立小中学校五里合共同調理場を男鹿市立小中学校北部共同調理場へ統合することに伴い、本条例の一部を改正するものであります。当局から、現在、五里合共同調理場については、回転釜にアスベストが使用されており、当該施設の使用を休止している状況であるとの説明があったのであります。

本案について、委員より五里合小中学校へは、現在、北部共同調理場から給食を運搬しているとのことだが、距離的にも近い若美学校給食センターから運搬は検討しなかったのかとの質疑があり、当局から、若美学校給食センターの処理能力は730食が限界であり、現在634食をつくっていることからも、処理能力の余裕が100食程度しかない状況であり、五里合小中学校の給食については、処理能力に余裕のある北部共同調理場から運搬するものであるとの答弁があったのであります。

以上の審査の経過により、本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第107号男鹿市児童館の指定管理者の指定についてから議案第111号男鹿市北部在宅介護支援センターの指定管理者の指定についてまでであります。

本5議案は、男鹿市児童館、若美老人福祉センター、北部デイサービスセンター及び中央デイサービスセンター、北部在宅介護支援センターの各施設について、指定管理者として社会福祉法人男鹿市社会福祉協議会を指定するものであり、若美デイサー

ビスセンター「ふれあい荘」については、指定管理者として、社会福祉法人若美さくら会を指定するものであります。

本5議案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上により、教育厚生委員会の報告を終わります。

○議長（杉本博治君） 次に産業建設委員長の報告を求めます。24番越後貞勝君

【24番 越後貞勝君 登壇】

○24番（越後貞勝君） 産業建設委員会に付託になりました議案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第101号男鹿市都市公園条例の一部を改正する条例についてであります。

本議案は、男鹿市総合運動公園内に建設中の弓道場が平成18年4月1日に供用開始することから、同弓道場を男鹿市総合運動公園施設とし、使用料金等を定めるため、本条例の一部を改正するものであります。

本案について委員より、本市の弓道連盟の会員の使用については無料とするのか、あるいは年間契約を締結し使用させるのかとの質疑があり、当局から、弓道場の完成後は教育委員会スポーツ振興課が管理することになるが、管理等を含めた使用方法については、弓道連盟と協議する予定であると伺っているとの答弁があったのであります。

以上の審査経過により、本案については異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第102号男鹿市若美地区漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の制定についてであります。

本議案は、若美地区漁業集落排水事業に要する費用の一部として、地方自治法の規定に基づき徴収する分担金について必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであります。

本案については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第112号男鹿市農村婦人の家の指定管理者の指定についてから議案第132号男鹿市シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてであります。

本21件は、男鹿市農村婦人の家のほか20件の本市の公の施設の指定管理者として、脇本郷財産管理委員会ほか14団体を指定するものであり、一括上程、一括審査としたものであります。

本21件について委員より、公募を実施した施設、応募件数、公募方法及び指定期間を5年間とした理由について質疑があり、当局から、インフォメーションセンターわかみについては3件、国民宿舎男鹿、温浴ランドおが及びなまはげ館についてはそれぞれ2件、夕陽温泉WAO、男鹿市総合技能センター、男鹿市勤労青少年ホーム及び男鹿市シルバーワークプラザについては、それぞれ1件の応募があったものである。

また、公募については、広報及びインターネットで行ったが、結果として応募が少なかったものである。今後は、民間がこの制度を理解され応募件数が増えるものではないかと考えている。

指定期間については、従業員の雇用等の問題があり、短い期間では安心した経営が図られないことから5年間としたものであるとの答弁があったのであります。

のことについて、委員より、公募の段階で指定管理者制度を理解しているものが少なかったのではないか。また、公募期間が短かったことなどから、現在、施設を受託している団体が従前どおり指定を受けようとしている状況であり、この制度の趣旨である経費節減や民間活力の導入のためにも、今回の指定期間はもう少し短くしても良かったのではないかという意見があったのであります。

以上の審査経過により、本21件については異議なく原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で産業建設委員会の報告を終わります。

○議長（杉本博治君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。26番船木正博君

【26番 船木正博君 登壇】

○26番（船木正博君） 予算特別委員会に付託されました議案第147号から第157号までの審査の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会は去る9日開会し、正副委員長を互選の後、各補正予算について補足説明を受け、質疑を行ったのであります。この際、その予算の内容については省略させていただき、質疑されました主な点についてのみご報告申し上げます。

まず、第1点として、市の総合基本構想の策定と中期的財政見通しについて。

第2点として、経営所得安定対策大綱策定にあたり、その具体的な進め方と今後のスケジュールについて。

第3点として、八郎湖西部承水路汚染における現状認識と将来的な水質改善対策、及び管理責任当事者である国、県への働きかけについて、また、本市の河川水質汚染状況と環境対策について。

第4点として、三位一体改革における義務教育費国庫負担金の削減案が本市に及ぼす影響について。

第5点として、新市建設計画における財政計画に差異が生じているが、本計画の再点検と見直しについて。

第6点として、介護保険制度の改正概要と保険料改正に伴う被保険者負担内容について。

第7点として、JA秋田みなみ男鹿中支所の統合による市税等の納付取扱いについて。

第8点として、みなと市民病院の退職予定医師3名にかかる退職理由と、今後の医師充足及び病院経営について。

第9点として、国民健康保険税及び介護保険料における低所得世帯に対する減免規定について。

第10点として、小学校及び保育園の耐震調査の実施方について。

第11点として、大倉児童館存続における市の考え方について、などの質疑、指摘、意見などに対し、当局からそれぞれ答弁があったのであります。本委員会においては、なお詳細に審査するため、常任委員会ごとによる分科会を設置し、審査をいたしましたのであります。各分科会ともすべての審査を終了いたしましたので、先ほど委員会を開き、各分科会委員会による詳細な報告があったのであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第147号から第157号までについては、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上でご報告を終わります。

○議長（杉本博治君） これより委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議案第100号から第157号まで及び請願第3号を一括して採決いたします。本59件に対する委員長の報告は可決、並びに採択であります。本59件は各委員長の報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第100号から第150号まで、及び請願第3号は原案のとおり可決並びに採択されました。

日程追加の件

○議長（杉本博治君） 次にお諮りいたします。ただいま議会案第17号から第23号までが提出されました。この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本7件を日程に追加し、一括して議題とすることに決しました。

日程第2 議会案第17号から第23号までを一括上程

○議長（杉本博治君） 日程第2、議会案第17号から第23号までを一括して議題といたします。職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第17号 庶民大増税の中止を求める意見書

議会案第18号 法務局の増員に関する意見書

議会案第19号 地方交付税、地方財政の確保を求める意見書

議会案第20号 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書

議会案第21号 安全でゆきとどいた医療・看護をするために、看護職員の人手不足の緊急改善を求める意見書

議会案第22号 真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書

議会案第23号 議会制度改革の早期実現に関する意見書

○議長（杉本博治君） お諮りいたします。本7件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明、質疑並びに委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本7件については、提案理由の説明、質疑、並びに委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論は通告がありませんので終結いたします。

これより議会案第17号から第23号までを一括して採決いたします。本7件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、議会案第17号から第23号までは原案のとおり可決されました。

庶民大増税の中止を求める意見書

3年連続で史上最高のもうけをあげる大企業・財界のかけで、中小企業の業績は依然低迷を続け、勤労者の所得は年々減少し、景気回復とはほど遠い実状です。

こうしたときに政府は、定率減税の全廃をはじめ配偶者控除・扶養控除といった人的控除の廃止、給与所得控除の縮小を打ち出しました。すでに老年者控除等や住民税の非課税措置が廃止され、大きな苦難が広がっているうえに強行されるもので、所得納税者の95%を占めるサラリーマンを巻き込む大増税となります。そして、2007年には消費税率を引き上げようとしています。

これら庶民大増税がセットで実施されれば、ある試算（消費税率10%と仮定）では増税総額24兆円、年収500万円・4人家族で年間55万円の増税になります。所得税にせよ、消費税にせよ、国民は生活費への果てしない重税には耐えられません。

税金の無駄づかいを改めるとともに、大企業などへの減税を元に戻し、能力に応じて公平に課税するなら、増税なしでも社会保障・年金制度拡充の財源は確保できます。

つきましては、庶民大増税の中止を求める下記事項の実現を要請いたします。

記

1. 定率減税の全廃をはじめ、給与所得控除の縮小、配偶者控除や扶養控除の縮小・廃止などのサラリーマン大増税を行わないこと。
2. 消費税率の引き上げはしないこと。

以上により、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 17 年 1 月 16 日

秋田県男鹿市議会

議長 杉本博治

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

財務大臣 谷垣禎一 様

法務局の増員に関する意見書

法務局（登記所）の所掌事務は、近年における社会経済情勢の発展にともない増大の一途をたどり、高水準を維持している登記申請事件も、今後の都市再開発や不良債権処理を含む構造改革の実施、景気回復に向けた諸施策により、さらに一層の増加が予測されています。

このような状況の下、法務行政に対する国民の期待に応えるため、総力をあげて事務処理にあたっていますが、職員の絶対数が不足しているため業務の遅滞に抜本的対策がとれず、業務の下請けや恒常的臨時職員の採用などで何とか業務を処理しているという変則的な状況に陥っています。

また、土地や建物についてのトラブルや相続問題等、登記に関する相談事件が急増傾向にありますが、それに対する専門の職員配置がほとんどできない現状にあり、多くの職場で国民の期待する行政サービスの維持すら困難となっています。

このようなことから、国会において『「法務局」「更正保護保官署」「入国管理官署」「少年院施設」の大幅増員に関する請願』が昭和 55 年から 26 年間にわたり連続して全会派一致で採択されたものと思料しますが、いまだ依然として見るべき改善が図られていない状況にあります。

つきましては、法務局の所掌にかかる行政事務の適正、迅速な処理、及び国民の期待する行政サービスの充実強化、並びに職員の労働条件の改善を図るため、法務局職員の増員が実現されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月16日
秋田県男鹿市議会
議長 杉本博治

内閣総理大臣 小泉純一郎様
財務大臣 谷垣禎一様
法務大臣 杉浦正健様
総務大臣 竹中平蔵様

地方交付税、地方財政の確保を求める意見書

「三位一体改革」は、最終年度の決着が政府・経済財政諮問会議において詰められようとしている。

その中で、来年度の地方財政計画と今後の地方交付税のあり方が議論となっている。財務省は、引き続き地方財政計画歳出の更なるスリム化を通じて財源保障機能を縮小すると同時に、国と地方が折半している財源不足額（2005年度4.3兆円）の早期解消を主張している。

これまでの「三位一体改革」を振り返ると、国の借金が優先され、地方に対して自由度の拡大に値する十分な財源保障が確保されず、むしろ削減されてきた。骨太方針2005でも、「地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する」とされているものの、プライマリーバランスの黒字化をめざす「歳出・歳入一体改革」が強調されている。

今後、「中期地方財政ビジョン」が策定されていくが、財務省はその中で財源保障機能の縮小、廃止を主張しており、地方交付税削減を政府の歳出削減の主要な手段と決め付けている。

しかし、地方交付税は財源保障機能と財政調整機能をあわせもっており、地方自治体の固有の財源である。たとえ税源移譲されたとしても地方自治体間の財政力の調整は必要であり、住民が健康で文化的な生活を送るためのナショナルミニマムを維持する財源保障は必要である。この両機能を併せもつ地方交付税制度は維持されるべきである。

また、地方財政計画策定や地方交付税の自治体への配分において、地方が参加することにより透明性を確保することが必要である。地方、政府、学識経験者が参加した「地方財政委員会」を制度化すべきである。

下記の項目の通り、地方自治体の本旨が実現される地方税財政改革を進めるように、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

1. 2006年度における地方税財政改革について

(1) 地方交付税の財源保障機能と財源調整機能を併せもつものと堅持し、地方財政を拡充すること。

- ・ 2006年度の一般財源を維持するためには地方財政計画において、公共事業(投資・単独)の削減と同時に、ハードからソフトへ移動している地方自治体の実情をふまえて、一般行政経費を同額充実させる、かい離是正を同時にを行い、財源保障機能を確保すること。

- ・ 地方交付税の法定率を再セットして、地方交付税の総額確保を図ること。その際、税源移譲に伴う所得税の減少分も補填すること。

(2) 3兆円の税源移譲を確実に実施すること。その際、低所得者の増税にならないようすること。

2. 今後の「中期地方財政ビジョン」において、地方の財源を保障する地方交付税を確保すること。

3. 地方財政計画策定や地方交付税の自治体への配分において、地方、国、学識経験者により構成された「地方財政委員会(仮称)」を設置すること。

平成17年12月16日

秋田県男鹿市議会

議長 杉本博治

衆議院議長 河野洋平様
参議院議長 扇千景様
内閣総理大臣 小泉純一郎様
総務大臣 竹中平蔵様
財務大臣 谷垣禎一様

社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書

高齢者は、今厳しい生活を強いられています。医療費の負担増、年金「改革」による給付水準の引き下げ、年金課税の強化、介護費用の負担増などが、次々に実施されています。また、来年は、すべての高齢者に保険料負担を強いる新たな医療制度の「改革」が計画されています。このように連続的な負担増によって、高齢者の生活は厳しい状況に追い込まれています。

高齢者は決して金持ちではありません。無年金の人が全国に 60 万人以上います。900 万人の人は、国民年金だけで、その月額は平均で 4 万 6 千円です。暮らしつづけない高齢者が増えてきています。

指定都市市長会は、今年 7 月 27 日、「無拠出で一定年齢に達したら受給できる最低年金制度を創設する」ことを提案しました。年金者組合は、すべての高齢者が人間として尊厳をもって生きられるよう、かねてから同様の主張をしてきました。

全国の 45.0% にあたる 1,111 の自治体から、「最低保障年金制度」の制定をはじめ、年金制度改善の意見書が国に上げられています。また、国連の社会権委員会からも日本政府に対し、「最低保障年金制度」の制定を促す勧告が出されています。

是非、国民の声を尊重し、今度の国会で社会保障制度の充実と最低保障年金制度の創設の論議を尽くして頂きたく、下記事項につきまして要請いたします。

記

1. 全額国庫負担の最低保障年金制度を実現すること。
2. 医療制度の改定にあたっては、国民・高齢者への負担増を行わないこと。国庫負担を増額し、介護保険や医療制度の充実をはかること。
3. 年金課税をもとに戻し、消費税増税や庶民大増税をしないこと。

以上により、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月16日
秋田県男鹿市議会
議長 杉本博治

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

厚生労働大臣 川崎 二郎 様

安心でゆきとどいた医療・看護するために、看護職員の
人手不足の緊急改善を求める意見書

高齢社会を迎え、医療・介護・社会保障の充実は国民と医療・介護労働者の切実な願いです。しかし、入院日数の短縮や医療・介護内容の高度化によって、現場はかつてなく大変な労働実態になっています。

特に看護職は疲れ果てており、3人に2人が辞めたいと思っているほどです。人手不足のもとで、医療事故の続発に象徴されるように、患者・利用者のいのちと安全も脅かされています。いのちと安全を守る仕事でありながら、充分な看護職員が配置されておりません。人手不足を解消する緊急改善が必要となっています。

このような趣旨から下記の事項について国に強く要望します。

記

1. 安心でゆきとどいた医療・介護を保障するため、配置基準を引き上げし、医師・看護師など医療・介護労働者を大幅にふやすこと。
2. 患者・利用者のいのちと安全を守るため、必要な安全対策のコストを保障すること。

以上により、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成17年12月16日
秋田県男鹿市議会
議長 杉本博治

内閣総理大臣 小泉 純一郎 様

厚生労働大臣 川崎 二郎 様

「真の地方分権改革の確実な実現」に関する意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行財政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成18年度までの第1期改革において、3兆円の税源移譲を確実に実施するため、昨年の3.2兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る7月20日に残り6,000億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案（2）」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る11月30日、「三位一体の改革について」決定され、地方への3兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成19年度以降も「第2期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成18年度の地方税財政対策において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記

1. 地方交付税の所要総額の確保

平成18年度の地方交付税については、「基本方針2005」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来たすことのないよう、地方交付税の所要総額確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置す

べき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2. 3兆円規模の確実な税源移譲

3兆円の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への10%比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3. 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4. 真の地方分権改革のための「第2期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成18年度までの第1期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成19年度以降も「第2期改革」として「地方改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

5. 義務教育費国庫負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

6. 施設整備費国庫負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が50%とされ、税源移譲の対象とされたところではあるが、地方の裁量を高めるため、「第2期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7. 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

財源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

8. 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

地方財政計画との決算とのかい離については、平成18年度以降についても、引き続き同時一体的に規模是正を行うこと。

9. 「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期

的に開催し、これを制度化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 17 年 12 月 16 日

秋田県男鹿市議会

議長 杉本博治

衆議院議長 河野洋平様

参議院議長 扇千景様

内閣総理大臣 小泉純一郎様

内閣官房長官 安倍晋三様

経済財政政策・金融担当大臣

与謝野馨様

総務大臣 竹中平蔵様

財務大臣 谷垣禎一様

議会制度改革の早期実現に関する意見書

国においては、現在、第 28 次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にある。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治に根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を含め、とりわけ下記の事項について、今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改正が行われるよう強く求める。

記

1. 議会の招集権を議長に付与すること
2. 地方自治法第96条第2項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること
3. 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること
4. 議会に附属機関の設置を可能とすること
5. 議会の内容機関の設置を自由化すること
6. 調査権・監視権を強化すること
7. 地方自治法第203条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月16日
秋田県男鹿市議会
議長 杉本博治

衆議院議長 河野洋平様
参議院議長 扇千景様
内閣総理大臣 小泉純一郎様
総務大臣 竹中平蔵様

日程追加の件

○議長（杉本博治君） 次にお諮りいたします。ただいま議会案第24号が提出されました。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第3 議会案第24号を上程

○議長（杉本博治君）　日程第3、議会案第24号を議題といたします。職員に議会案を朗読させます。

【職員朗読】

議会案第24号　男鹿市議会の議員の定数を定める条例の制定について

○議長（杉本博治君）　提案理由の説明を求めます。23番船木茂君

【23番　船木茂君　登壇】

○23番（船木茂君）　ただいま議題となりました議会案第24号男鹿市議会議員定数を定める条例制定について、提出者の代表として提案理由の説明を申し上げます。

今年、3月22日に合併する際に、合併協定書において、来春行われる男鹿市議会議員の定数は24名となっておりますが、合併後の新市財政の状況は予想をはるかに超える誠に厳しいものであり、合併協議の際に示された財政計画に大きく狂いが生じております。こうした中で、きのう、市当局から行政改革大綱が示されました。この際、議会においても積極的に行政改革に取り組む意味においても、議員定数を24人から22名に減少すべきと考え、本条例を制定したいものです。議員各位のご理解をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（杉本博治君）　質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君）　本議案に対して、提出者に若干質問いたしたいと思います。

先ほど、提案理由というか、背景については若干お話をあったわけですけれども、確かに船木議員は、法定協の中に参加されて、こういう部分を含めて新市の建設設計画というような、十分議論したはずだと思いますけれども、その時点での財政状況の予想というか、把握というか、それがある意味では甘かったというふうにも、とられるような先ほどの説明であったかと思いますけれども、法定協の中であなた自身が新市の財政状況なり、将来というのは、どういうふうなとらえ方、判断をしておったのか、まずお聞きをしたいと思います。

それから、なるほど、きのう行財政改革については協議会があったわけですけれども、ただ、議員の定数のみを、こういう2名減にして、果たして財政計画というか、そういうものを、そのものを総合的、トータル的な検討、協議というのは加えていった中で議員定数をどういうふうにして削減するかと。そういうある意味では手順というか、手法も必要でないのかなと、そういう気もしますけれども、その辺に対するあなたのご見解についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（杉本博治君） 23番

○23番（船木茂君） 今の、三浦議員から質問ありがとうございましたが、私ども合併協のときもいろいろな話出ました。しかし、このように大きく変わると思っていませんでしたし、私方も、市民がこのように議員定数が多いんじゃないかという反響がありまして、今回このようにいたしますので、よろしくお願ひいたします。

（「もう1点尋ねたはずです。」と言う）

○23番（船木茂君） すいません、質問の内容がよくわかりませんでしたので、私どもはいろいろなことを考えていましたが、潟上市においても、その人口が男鹿市よりも多くなったわけでありますし、そういう面では、その予算の面、いろいろな面でこれから減少することを考えまして、このたび提案をしました。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君） もうちょっとやりとりさせていただきたいと思います。

他の合併をした市の例を見ますと、どうしても最初の選挙というのは、有権者等が少ないと、そういう状況の中で郡部の地域の出身の議員というのは、なかなか当選できないというか、そういう状況が多々あるわけです。そのことによって、合併市において、なかなか郡部の声が、住民の声というのが、新市の中で声が届かない。そのことが郡部の発展がややもすれば疎かになるというような、そういうようなことがよく言われておるわけですけれども、ある意味では私どもは、私は、旧若美の出身の議員として、そういう面では、最初の選挙というのは法定協の中で方向づけされた24人が妥当なのかなという気がします。その部分で船木さんからは、そういう今言われた郡部の声が届かない。郡部の発展が、ややもすれば議員の方々が、その郡部から出ないことによって、そういう方向になりがちだというその辺に対するあなたの

ご見解をお伺いしたいと思います。

それから、将来的には行財政改革を進めていく中で議員が率先して、それに取り組むということについては、私も賛成しますけれども、先ほど言ったように総合的な当局なり、そのことを受けての議会においての行財政改革の議論、協議というのはきちんとトータルでやった中で議員の定数はどうしたらいいのかという、それが片方だけでは片方はあとからとか、後日とかというような、そういった部分ではなかなか市民の理解というものは得られないのかなと。そのことがある意味では行財政の改革、本当の本来あるべき方向にいかないのではないかという気がしますけれども、その辺に対する考え方、あなたのご見解をもう1回お伺いしたいと思います。

○議長（杉本博治君） 23番

【23番 船木茂君 登壇】

○23番（船木茂君） 三浦議員の言うのももっともであります、私どもはこれから選挙というのは、どこも若美も男鹿市も対等という立場から、市民の声が聞こえるか聞こえないかは、皆さん非常に頑張って当選してくるのが当たり前だと思ってますので、よろしくお願ひします。

（「もう1点聞いておるつもりです。議長それでは具合が悪い。」と言う）

○23番（船木茂君） 三浦さん申しわけないです。いろいろな答弁不慣れで。先ほどね、いわゆる財政の問題でも、いろいろなことがあって、言ったつもりだけれども、その辺のことご理解いただければ助かると思いますが、その辺足りないですか。そういうことで勘弁してください。

○議長（杉本博治君） さらないですか。

○5番（三浦利通君） 議長、結構です。

○議長（杉本博治君） 5番三浦利通君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。 2番高野寛志君

○2番（高野寛志君） さっきの提案理由の説明の中に、財政が悪化したと、それときのうの行政改革大綱、あるいは財政改革、そういう関連から議員定数を削減しなきゃいけない。そういうご意見、主張だと思うんですけれども、単に財政、あるいは行政改革そういう金銭的なことでいけばね、定数を削減するという、まず24に削減すれば、1人何百万か議員報酬掛ける2と、そういう考え方もあるし、それから、逆に議

員報酬を下げる。例えば5万でも10万でも下げる。その計算上からいければですよ。そういう考え方だってあるわけですよ。だから、我々は、きのうの代表者会議でも合併協定数を決定してると、それで、今選挙が近づいて、この後におよんで定数の変更というのは、非常に難しいと、難しいというか時間的にもちょっと無理だろうし、そういう状況でないので、次の選挙のときは前向きに考えましょうと。でも、今回は難しいんじゃないかと、そういうことを主張したわけですね。だから、単に金だけの話であれば、議員報酬を下げるのが、もっともいいんじゃないかと、そういうご意見もあるわけですよ。だから、そういうものを含めてね、先ほど三浦議員が言った地方というか、旧若美さんとか、そういう定数を削減されれば、そういう地方の声が政治に反映されにくくなるんじゃないかとか、そういうご意見もあるわけとして、ちょっと物事を提案するには拙速じゃないかと。だから、議会の同意も得られないんじゃないかな、そう私は思うんですけれども、その辺についてどうお考えでしょうか。

○議長（杉本博治君） 23番

【23番 船木茂君 登壇】

○23番（船木茂君） 今の高野さんが言っていたことについては、9月議会においても、この件については、ある程度うちの会派では、こういうふうな方向でいきたいということも言っていました。そういう中から今、先ほど高野さんも言ったとおり、そういう考案でもって出してますので、急々じゃなくて、前からの中でも代表者会議、あるいはいろいろな立場、私の会派の方では、そういう方向で進めていきたいということは言っているつもりですので、よろしくお願いします。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ありませんか。

○2番（高野寛志君） 確かに9月の代表者会議、後半でそういう提案はありました。それで、それについては各会派で持ち帰って相談してくださいと、検討しようと、そういうことで話は確かに9月にありましたけれども、それを考えて答えを出したのはきのうなわけです。普通、選挙の定数、選挙制度とか、定数を変える場合は、相当な準備期間があって、やっぱり立候補する人の都合とか、いろんな条件がありますので、大抵は議員定数の変更というのは、選挙の大体1年ぐらい前に合意を得てやってきたんじゃないかなと、そう思うんですよ。今回、確かに9月に話はありましたけれども、今12月もことし終わる段階だと、あと選挙まで3ヶ月、4ヶ月、そういう切羽

詰まってきた段階でね、9月に話したから何も拙速ではないというのは我々は理解できない。

それからもう1つ、単に財政、経済的な要因ばかり考慮するんであれば、議員報酬を削減すると、そういうことも経済的な面だけ強調するんであれば、これまた議員の身分とか、収入にもかかわることですけれども、そういう経済的な要因ばかり言うんであれば、そういうことも十分考えなきゃいけないんじゃないのかと、そういうことについて、お金の話するから、じゃあどうなんですかということを私聞いてるんで、その点についても答えてもらいたいなと思います。

○議長（杉本博治君） 23番

【23番 船木茂君 登壇】

○23番（船木茂君） 金銭的なことばかりでなくして、行政改革、あるいは財政計画ということについて話すと、そういう意味で、職員の方も、けさの新聞のとおり66人も削減すると、そういうふうないろいろな考え方から、議員の方も減らすべきじゃないかということあります。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ありませんか。

○2番（高野寛志君） なかなか質問に対する答弁が噛み合わなくて、私は、財政上の改革からいってあれば、議員報酬の削減も考えたんですか、あるいはそういう方法だって考えられるじゃないかと、そういうことについてはどう考えますかと、何回も聞いているんですけども、全然それについては答えてもらってないんです。その辺のこと。ただ、2人削減すれば行政改革につながるというような論法では承服できないんです。聞いたことについて、ちゃんと答えてもらいたいと思います。

○議長（杉本博治君） 23番

【23番 船木茂君 登壇】

○23番（船木茂君） 高野さんの言っていることもわからないわけじゃないんだけど、何か私も高野さんと、これ噛み合わないんですね。お互いの考え方があってこれ出したものだからね、それを高野さんに言われても財政がどうのこうのと、私も私の、だから、高野さんは高野さんの考え方で、私は私の考え方で出したものだから、この辺もわかってもらわなければ、私も困ります。

○2番（高野寛志君） 終わります。

○議長（杉本博治君） 2番高野寛志君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。12番船木重秋さん

○12番（船木重秋君） ちゃんと聞いてください。これまで、今、代表からの提案理由をお伺いいたしましたが、ただ、これまで合併協の役員として協議され、積み重ねてまいった経緯もございます。それらのことを協議会の協定書まで結び上げながら、今、こんなことをやるというのは不穏當ではなかろうかなという感じをいたします。あわせて、経済効果を言われているようですが、先ほど潟上の例も、潟上市の例も出されております。合併協定書を結ぶ段階でどういう気持ちで結んだのか。

また、任期についても我々は1年1ヶ月の特例、在任特例をいただいたわけでございますけれども、ある意味では、男鹿市の議員の方々は1年削減されたということ等の話し合いでつきながら、この合併協議会の協定書まで結ばれたわけでございます。この重みということを、どう認識されておるか、今の提案者にお伺いいたしたいと思います。

○議長（杉本博治君） 23番

【23番 船木茂君 登壇】

○23番（船木茂君） 船木議員にお答えします。

合併協についてのご質問ですが、私も合併協の委員として出ました。そういう中でいろいろなことがありました。このように先ほど申したとおり変動が激しく、こういうふうになるとは思っていませんでした。そういうことで、合併時については24でもいいんではないかと思ったんだけど、世の中の人が皆24多いと、あるいはそういう財政、あるいはいろいろな面で、行政の面で変わってきているものであると。だから、この辺で変えてもいいんじゃないかと、こう思って提案したわけであります。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。12番

○12番（船木重秋君） 要は時代の変化はわかるわけでございます。先般の行革大綱の中でも、いろいろ私も一般質問の中でもいたしました。合併市の例をとりながら、男鹿市の状況がどうだかということまで申し上げております。しかしながら、これまでそれぞれの詳細な計画を持ちながら、合併協議会の協定書というひとつの認識の中に立った場合、果たして、これがすぐ1年経過しないままの中で壊していくのか。すべてを見直しするのか、これらの点まで議員定数の削減をするための内容を踏まえな

がら検討されたと思いますし、総合的なものの判断からして、ただ単に合併、議員定数が他の方々から多いというようなこと、この合併協の際の議員定数は3万何がしに対する26名と、あわせてその中で削減しながら24名というようなことで協定されたと思われます。そういう重みのある認定をしながら、また時代が一刻一刻変わら、また変えましょう、そういう段階での計画を組んだとするならば行政当局にも、やっぱり大英断をもったやり方をしていただかなければならないという感じもいたしますけれども、もう一度、これまでくる会派での協議した内容を具体的にご説明願いたいと思います。

○議長（杉本博治君） 23番

【23番 船木茂君 登壇】

○23番（船木茂君） 会派の中では合併協定書の中身はあまりよく見てないと思うが。

（「答弁いらない。」と言う）

○議長（杉本博治君） 12番船木重秋君の質疑を終結いたします。

ほかに。1番

○1番（佐藤巳次郎君） 船木茂さんにお伺いしますが、法定協の委員で今回提案者になったというので、非常に私はびっくりしている一人でございますが、あなたは、法定協の中で定数に対して多いとか少ないとかということで質疑されたんでしょうか。私は、多いから少なくしろという話は一言も聞いた、その当時は記憶ありませんけれども、どういう立場で法定協に臨んだのかお聞かせ願いたいわけです。

それとまた、財政がこのように変化が大変だというような発言をしていますが、具体的にどこがどういうふうに財政的におかしくなったのかですね、私は、当時とほとんど変わらないんじゃないかなという気がしますが、具体的にどこが変わったのかですね、合併時点と今と財政、具体的にどこ変わったのかですね、ひとつお聞かせ願いたいんです。

それで、経費の削減ということを主要な話をしました。それで、私方は代表者会議でも話していますが、高野さんも言ったように経費だけだとすれば、報酬を引き下げればいいんじゃないかなということで、まさか、きょうこのような議案として出てくるとは思わなかったです。きのう大方のほとんどの会派の代表者がうまくないという会

派の話でしたので、何できょう出てきたのかなという感じもするわけですけれども、あれですか、経費を削減するのであればあれですか、報酬の引き下げにも賛成するということですか。今回、私と安健さんで、議員と2人で議員報酬の引き下げを条例出そうかなと思ったけれども、2人だけでは人数足りないということで、今回引き下がりましたけれども、できれば3月議会にでも出したいなと思っています。それで、ぜひ提案者ですよ、3月議会で同調してもらえますか。当然経費の削減と言ってるんですから、同調してもらえるんじゃないかなという気がするわけですね。そこら辺どう考えているのか。

それから、私は一番大事なのは、やっぱり市民の声を大事にするといいますか、そういうことでの民意を大事にするという中で、定数を減らすということに対しては、非常に疑問を持っていますし、うちの方の人口からいけば法定の定数が26あります。24に2人減らされている中で、さらに2人減らすということになれば、民意の反映ということが非常に問題が出てくるんじゃないかなという気もしますが、そこら辺についてはどう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（杉本博治君） 23番

【23番 船木茂君 登壇】

○23番（船木茂君） あまり勉強していませんのでよくわかりませんが、協議会において議員定数については話し合い出ませんでした。それから、給料の削減については、これからもっと勉強して妥当か妥当でないか研究しながら、私なりに判断していくたいと思います。

それから、議員定数の削減についての民意の反映とか、市民の方々がやっぱり24人多いんじゃないかなと、そういうことから、私は22人にした方がいいということを提案したので、よろしくお願いします。

○議長（杉本博治君） 再質疑ありませんか。

○1番（佐藤巳次郎君） 法定協で定数に対する議論はなかったということで、船木さん自身も何も話をしなかったということが明らかになったわけですけれども、今回、法定協の委員としてね、法定協の文書に判子押した人がね、提案者になるということ自体、問題じゃないかなという気がするわけですね。

そしてまた提案理由が、ほとんどが経費を削減するということの中で、ほとんど私

の質問に答えてないですね。勉強していないと言っても、勉強しないで何とそれ提案できるものですか。それだと提案の意味ないじゃないですか。それで、3月に私がそうすれば提案、報酬の削減に同調するかと聞いても返事がないんですけども、そこら辺ひとつ。

○議長（杉本博治君） 23番

【23番 船木茂君 登壇】

○23番（船木茂君） 巳次郎さんにも、いろいろ突っ込まれて、どうして答弁していいかわかりませんが、ただ、私は定数の合併については書類上に書いてあったこと確かであります、何といいますか、お互いに議員同士であって、何人で言った記憶はないと思います。ただ、書類上には書いていたことは確かであります。それだけはわかります。

それから、もう1つ、今、巳次郎さんの歳費の削減について、3月に私からも下げるに賛同しますかと言われても、どれぐらいが何といいますか、適正な額かわかりませんので、他の議会の方の状況を聞きながら、その辺については検討したいと思います。

○議長（杉本博治君） さらに質疑ございませんか。

○1番（佐藤巳次郎君） 私たちが議員の報酬引き下げ、調べたところによりますと、2人削減ということは1千200万程度と。大体まず1人当たり3万円程度、議員1人3万円程度引き下げれば2人分だと、こういうことですけれども、その程度ですで、船木さん、同調できるんでないですか。

それで、まして今、若美町の報酬と、旧若美町の報酬と旧男鹿市の報酬に格段の差があるんですね。それで、新しく今度改選されたあとですよ、今までどおりだということにもなっていかないと思うんですよね。やはり、改選されて若美、旧若美の人気が当選てきて、10万以上、11万未満違うわけですよ、今。ですから、一度に上げるということもこれは問題じゃないかなという気もしますので、ぜひ同調してほしいなと思っておりますし、まず、答えづらいでしょうけれどもですよ、法定協の委員としてはね、やはりそれなりの責任も持って署名していることありますし、それから財政問題といっても具体的にここが今日変わったという話が一言も出てこないわけで、これでは何のための法定の今回の議員の削減の提案なのか、理由がはっきり全然見え

てこないわけですね、こういうことではね、本当の提案の理由になってこないということだと思いますので、こういう提案は、私からすれば取り下げしてもらいたいなと思います。以上で、何かありましたらひとつお答えください。

○議長（杉本博治君） 答弁いいですか。

○1番（佐藤巳次郎君） 何かありましたら答えてください。

○議長（杉本博治君） ないそうですので。1番佐藤巳次郎君の質疑を終結いたします。
ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。20番安田健次郎君

【20番 安田健次郎君 登壇】

○20番（安田健次郎君） すいません、不慣れで席間違えたりして申しわけないと思
います。

質疑の中で大分明らかになりましたので、私の質問省略させていただいたんですけども、前段、議員必携皆さん持ってると思うんですけども、議員の定数の根幹を若干申し述べさせていただきたいなというふうに思います。議員の定数というのは、地方議会の根幹に触れる重要な問題であるということですね。それで、各自治体の独自の判断によって慎重に対処すべきであるという点で、何人かの方々が質問したように、代表者会議で9月に一部お話があったようですが、きのうの話をした、提案して、各会派で出されて、その後そのままになって、その後というか、きょう提案されたという点では非常に拙速でないかなという気がします。それで、本来議会制民主主義の問題からいくと、この定数の根幹の問題もそうですけれども、本来は報酬とか定数、いろんな議会議員にかかる問題については、各会派の合意を得て、全会一致でやる

というのが好ましいという事例が市町村議会議長会から通達なされています。そういう点では、自分の会派の案が通らなくて、すぐやっちゃうという乱暴な方法よりも、むしろ1週間でも2日間でもいいです。もっと努力して全体の会派の合意を得るというのが、お互い、議会議員の尊重にあたるのではないかなというふうに前段申し上げておきたいと思います。

それで、反対理由を申し上げますけども、1つは財源の問題です。質疑で明らかになりました。それで、私たちの会派というのは、この間の一般質問でもありましたように、佐藤巳次郎議員が三役報酬も含めて議員の報酬の引き上げを含めた質問をしております。そういう点では、今回の、すいません。引き下げであります。それで、行政改革、財政問題という名の下にね、やっておりますけども、私試算してみました。それで、22人の場合の年間、これは保険とか政務調査費とか費用弁償抜きです。報酬の月額と報酬年額と期末手当、これの合算ですけれども、おおよそ22人の場合は1億2千920万9千554円になると。24人になった場合、1億4千47万7千52円、それで差額が1千126万7千498円、1人当たりに直しますと約3万円、端数が付きますけれども、それでこの1千万の問題で、確かに額は減る方はこれは当然いいわけですけれども、そういう点でいうと、私は今、各議員の質問、方々からの質問があったように、定数2人、2名削減するよりも、月3万円の報酬引き下げれば同額になるという論が成り立ちます。そういう点で、佐藤議員さんもその質問したと思うんですけども、そういう点では答えなかったんですけども、そういう方向で、財源を真剣に考えるならば、そういう方向での提案も各会派でお話をすれば、私は喜ばれたのかなというふうに思います。

次に、民意の反映の問題です。これも重要な部分あるわけですけれども、確かに簡単に言えば少数より多数の方の議論が一般的にはいいというのは、これは誰でも言う当たり前のことだと思います。意見が多く出るというのは。しゃべらなきゃ出ないわけですけれども、それで、国単位で、外国の制度では上院、下院、日本の場合は衆議院、参議院あるんですけども、それで、地方自治体というのは、この歴史的な経緯があって、国会議員よりも地方議員というのは、今度合併したから減ったんですけども、4千、5千という数があるんですね。それで、これはそういう民意の反映を吸い上げるためにつくられた制度、ですから定数があるんですよ。定数の決めるときの根幹見た

ことありますか。それで人口何人に対して何人ぐらいが適當だということで、合議を経て国会で決まってるんですよ。ですから、そういう点では民意の反映という考え方から考えれば、数は少ないよりも多いというのが当たり前の議論、論理だと思います。そういう点で、ましてや合併協で我々の代表が討議して定数は24名が妥当だって、ついこの間ですよ、決めてから、しかし、9月で動向が、財政事情が変わったと。しかし、それも答えてくれませんでしたけれども、それで事情が変わったということで答えなかつたんですけれども、そういうことで民意の反映という点で、そこを推し進めるにすればね、私は、議案の提案の問題、監視機能の問題からいっても、こうした全体の国、日本国全体で決められた定数の問題からいって、民意の反映という点からいっても、この点はやっぱり遵守していくべきだと。できれば26がいいでしょうと、ただし、報酬の諮問委員会でよく議論になるんですけれども、その市民の市民層にあわせた金額、報酬というのが妥当だという答申てるわけでしょう。そういう点では、私は現在ではまだ高いと思います。そういう点で下げながら民意の反映を数多くして市民本意の姿勢を築くべきだという問題だと思います。

3番目、付け足しになりますけども、合併法定協の議論について変わったということですけれども、これは合併協に基づいて建設計画が進められている。建設計画の中には財源問題もあります。それに基づいて進めている姿勢に対してね、それを覆すということは、私は定数削減みたいにはならないと思います。

以上で、私はこの定数削減に対して反対討論させていただきました。皆さんのご賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉本博治君） 次に、26番船木正博君の発言を許します。

【26番 船木正博君 登壇】

○26番（船木正博君） それでは賛成討論をさせていただきます。

議会案第24号男鹿市議会議員の定数を定める条例の制定について、賛成討論をいたします。昨日、議会全員協議会に男鹿市行政改革大綱が示されました。主なものは、職員数を5年間で66人も減じるというものであります。市を取り巻く社会経済情勢は、人口の減少、少子高齢化の進展、雇用情勢の逼迫など、課題が山積しており、これらへの対応が急務となっております。財政状況も誠に厳しく、今後の市政運営もますます厳しさが増すものと予想されます。この12月議会においても、議員各位から

財政問題や行政改革の必要性が議論されたものであります。

一方において、県内の合併による新市の議員定数の状況を見てみると、横手市、大仙市、由利本荘市など、大幅な議員定数の削減が図られました。人口が逆転した潟上市においても、22人であります。市の行政改革推進委員会からは、行政改革のスピードアップに努めてもらいたいという意見が出されております。この際、本市、議会においても積極的に行政改革に取り組む意味においても、議員定数を24人から22人に減少すべきものと考えます。そして、我々がより一層の充実した議員活動の展開により速やかな新市の建設に邁進し、市民の負託に答えていかなければなりません。どうか議員各位のご賛同を心からお願い申し上げ、議会案第24号に対する賛成討論とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（杉本博治君） 次に、19番小松穂積君の発言を許します。

【19番 小松穂積君 登壇】

○19番（小松穂積君） 私は、ただいま上程されております議案第24号に対し、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、初めに平成の大合併及び定数の考え方について概論を述べたいと思います。平成の大合併は、国の財政及び効率的な行政運営を求めて、国が提唱し、秋田県においても寺田知事が県内61市町村を回りまして推進してきた事業であります。結果、ただいまは69の自治体から29の自治体に推移しております。このことは合併ということを、各自治体が理解したものだと、そのあらわれというふうに考えられるわけでございます。

それから定数の考え方につきましては、ただいま20番の安田議員の方からも触れられておりましたが、私は少し違う立場での概論を申し上げたいと思います。5番の議員もお話しておりましたように、地域の声というのは、確かに議会の場では一番大切に取扱われ、その判断を議会はしていくということはもちろんでございますけれども、特に参議院議員の制度の問題を見ますと、現在、参議院の地方定数、各県に1が必ず割り当てられておられます。このことは、大都市集中、そのことの定数が大都市に集中するのを、まず防ぐという意味、それから、もう1つは地域の遠いところ、あるいは都市の方々、この方々の意見反映をするために国は制度として設けられていたものというふうに考えます。その上で、人口1人当たりという問題もございまして、

現在は、島根県、あるいは鳥取県、県の合区まで少しささやかれる時代となりました。国民1人当たりの定数の問題につきましても、参議院におかれましては1票の格差が5倍以上ということで、憲法違反ではないかという議論もされておるところではございますが、これは今週の初めに新聞に出され報道されております。これは大法廷でこの結論は待たなければいけないわけですけれども、私はやはり地方の声をきちっとしなければいけないという見地から、今申し述べさせていただきました。したがいまして、これから本論に入りますけれども、まずこの定数を24から22にしたという話で、提出者からは、ほとんど目的を射た答えがまず出てないというふうに考えます。

そこで、私は他の議員の皆様方も発言しておるように、合併協定、前段申し上げましたこの大合併という意味を踏まえ、この合併協議会で定められたことが、まずは遵守するのが大事なことだというふうに思います。ここでは相当の議論がなされておりましす、定数の問題についても提出者の代表であります船木議員はお話をしないということでありましたが、私も法定協の委員がありました。この定数の問題についても議論はされました。したがいまして、その結果を踏まえて協定書が作成されていることも事実であります。法定協の中で議員定数の定数及び任期の取扱い、協定書を少し読ませていただきます。

議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月21日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

（2）在任期間の報酬額は現行のとおりとする。ただし、議長及び副議長の報酬額については、男鹿市の例による。

（3）地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定に基づく新市の議員の議員の定数は24人とする。

（4）在任特例適用後の選挙については、選挙区を設けないものとする。

この協定書ができ上がる前に、男鹿市及び若美町でそれぞれこれを踏まえた合併に関する議決をいただいております。その内容について述べてみたいと思います。男鹿市、当時定数22、議決の状況、賛成17、反対1、欠席2、退出1。若美町、定数16、賛成14、反対1、こういう内容に基づいて、この合併協議会の協定書ができ、本日に至っているわけでございます。財政の問題について云々とありましたが、中身

についても提出者からは明確なる答弁もいただかず、あるいは対案的な話をされても、それにお答えができない。これでは何のための提出なのか全くわかりません。まだ検討するべきものが多くあると思いますし、私としては行政改革大綱だって、この合併協定書に基づき、肃々と進められているものと感じております。したがいまして、この協定書を遵守し、もう少し時間をかけて定数を見直していくのであれば、まだ論をするところがあると思いますが、まさに拙速であり、本案に対しては反対をするものであります。同僚議員の皆様方のご賛同をお願いいたします。

○議長（杉本博治君） 以上で通告による討論は終了いたしました。ほかに討論ありませんか。越後議員

【24番 越後貞勝君 登壇】

○24番（越後貞勝君） 私からは、議会案24号に対して賛成討論いたします。

まず、うちの会派の会長も提案理由を申し述べましたが、うちの会派はいろいろな角度で協議して、会長の申した分の不足分というか、そういう補足するような話でまちします。なぜ24を22に提案したかという最大の原因は財政健全化が一番基本だと。その主なものは、きのう全協の中でいて平成16年の決算概要という、こういうふうに配布されました。そこに、驚いたことに今まで見なかつたけれども、平成16年度の自主財源、男鹿市と若美と比較しております。若美の市税収入、3億8千900万、そして自主財源、負担金、使用料、それから寄付金、財産、繰入繰越金、それから諸収入、全部入れて8億5千万の収入です。ところが、人件費だけでも8億5千900万かかっているんです。驚いたことに約税収の3倍くらいが人件費にかかるとなれば、この中にまず収入の分で繰入金、16年の決算のときは承認しましたけれども、1億1千万基金を崩して、財調が500万より残らなかつたと。じゃあこの中で、果たして、大変失礼ですが、町営運営できるのか、そういうふうに考え、となれば、私は初めから合併協の中でも1人だけ吸収合併ってこう訴えた、そういう意味からすれば非常に重荷の感じることを抱えたものだと。じゃあ何をどうすればいいか、そして私たちもが平成7年度から、あるたびに定数削減を訴えて、それを当初7年の、平成7年のとき、特に、トップでおかげさんで当選したけども、すぐ選挙公約として市民に訴えたのが定数削減であります。そのとき全協、今振り返れば全協のときも提案したら、即おまえトップになったからいい気になって、最下位で当選した人のこ

と考えたことあるか、何を言ってるんだ、こういうふうに叱りを受けましたけれども、私も若かったから負けておりませんでした。これは市民に訴えた公約だと。そういう意味で、男鹿市の議会を考えるならば、何をどうすればいいかということは定数削減が一番先に上げなきゃいけないんだと。だから、私に文句言ったその議員には、じゃああなた方がどういう選挙公約したんですかと。そうしたら、それ以来何もなかったということを考えてみると、いろいろな角度の中でいって定数削減ということ、やはり第一条件上げなきゃいけない。そして、あと飛躍するけども、新市になるとき、やはりお互いの地域差はなくして、地域住民の意見をそういうふうに聞くとなれば、22人の中で、本当に男鹿市の健全化と、そして男鹿市発展のためにやらなきゃいけないという、その気持ちを新たにしたものが一番大事じゃないかと。そうすると、今、先ほど反対提案の中で財政的なものとか、その議員報酬をどうのこうのと、それは、その次の次の課題でもいいじゃないですか。まず、今回22人にして、本当の男鹿市を背負って行く議員、これを私は選出してもらいたい、そういう意味で会派の中で統一して意見を出した次第でありますので、皆さんのご賛同、心からお願いします、私の賛成討論といたします。

○議長（杉本博治君） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） 討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

これより、議会案第24号男鹿市議會議員の定数を定める条例の制定についてを採決いたします。本件については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起 立】

○議長（杉本博治君） 起立少数であります。よって、議会案第24号は否決されました。

日程追加の件

○議長（杉本博治君） 次にお諮りいたします。継続審査事件の承認を日程に追加し、議題といたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第4 継続審査事件の承認

○議長（杉本博治君） 日程第4、継続審査事件の承認を議題といたします。総務委員長からの会議規則第103条の規定により、旧簡易保険保養センターにかかる一連の入湯税問題については、所管事項の審査として審査が終了するまで閉会中の継続審査にいたしたい旨の申し出があります。総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、審査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに決しました。

日程追加の件

○議長（杉本博治君） 次に、お諮りいたします。ご配付いたしております議員派遣の件を日程に追加し、議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

日程第5 議員派遣の件

○議長（杉本博治君） 議員派遣の件を議題といたします。

地方自治法第100条第12項及び会議規則第157条の規定により、ご配付いたしております議員派遣の件のとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杉本博治君） ご異議なしと認めます。よって、ご配付いたしております議員派遣の件のとおり議員を派遣することに決しました。

議員派遣の件

平成17年12月16日

地方自治法第100条第12項及び男鹿市議会会議規則第157条の規定により次のとおり議員を派遣する。

1. 平成17年度秋田県市議会議員研修会

- (1) 派遣目的 日中関係における問題点及び地方議会を取り巻く諸課題についての研修会
 - (2) 派遣場所 秋田市：秋田市文化会館
 - (3) 派遣期間 平成18年1月18日（水） 1日間
 - (4) 派遣議員 全議員
-

○議長（杉本博治君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

これにて、12月定例会を閉会いたします。

午後 3時39分 閉 会

会議録署名議員

議長 杉本博治

議員 吉田孝一郎

議員 古仲清紀